

2012年2月



SRI INFORMATION

社会保険労務士事務所 SRI

連絡先：〒879-2114 大分市大字大平 592-1

電話・FAX：097-576-1423

PHONE：090-9697-3726

e-mail：info@sri-oita.jp

URL：http://sri-oita.jp

公的年金支給額を0.3%引下げ

今年4月分(6月支給分)から0.3%引き下げると発表した。引下げは2011年度(0.4%減)に続き2年連続。これとは別に、過去の物価下落時に据え置かれた分も3年かけて引き下げる方針で、今国会で関連法案が成立すれば10月分から実施されます。

介護保険料率を引き上げ一協会けんぽ

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)の保険料率が、平成24年3月分(平成24年4月控除・納付分)より全国一律1.55%に引上げられます。

なお、平成24年2月までの介護保険料率は1.51%であるため、0.04ポイントの引上げとなります。

国民年金保険料：2年分の前払いにより4%割引に

2012年2月6日、厚生労働省は、国民年金保険料の2年分の前払いで保険料を4.0%割り引く案を社会保障審議会年金部会に示しました。新たに前払いを2年分まで拡大すると、34万6140円を一括納付することとなりますが、割引額は1万4340円に増額となります。

同じ職場で5年超、労働契約法改正案で「無期雇用」転換義務づけ

非正規労働者の増加に歯止めをかけ、雇用を安定化させるのが狙いです。労働基準法は有期雇用について、1回の契約で働ける年数を原則3年以内と定めていますが、契約更新を重ねた場合の上限規定はありません。

改正案は、有期雇用の通算期間の上限を「5年」に設定します。通算期間がこれを超えれば、労働者の申し出により、企業は同じ労働条件で無期雇用への転換を認めなければならない規定を盛り込みました。

有期雇用の更新についても、勤務実態が無期雇用者と同じだったり、雇用が続くと労働者に期待させていたりした場合は、合理的な理由がなければ会社側は拒否できない規定を設けるといことです。

～裏ページに続く～

～平成24年度の雇用保険率：引き下げを正式に決定！～

○雇用保険率

事業の種類	平成23年度		平成24年度
一般の事業	1,000分の15.5	一引き下げ→	<u>1,000分の13.5</u>
農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の17.5		<u>1,000分の15.5</u>
建設の事業	1,000分の18.5		<u>1,000分の16.5</u>

*農林水産業のうち、季節的に休業し又は事業の規模が縮小することのない一定の事業（園芸サービスの事業、酪農、養鶏等の事業など）には、一般の事業の雇用保険率を適用。

○平成24年度／雇用保険率の負担の内訳

内訳 事業の種類	雇用保険率	失業等給付の料率		二事業の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分		
一般の事業	1,000分の 13.5	1,000分の 5	1,000分の 5	1,000分の3.5	
			計 1,000分の8.5		
農林水産業* 清酒の製造の事業	1,000分の 15.5	1,000分の 6	1,000分の 6	1,000分の3.5	
			計 1,000分の9.5		
建設の事業	1,000分の 16.5	1,000分の 6	1,000分の 6	1,000分の4.5	
			計 1,000分の10.5		

雇用保険に関する保険料のうち、雇用保険二事業に充てる部分は、その全額を事業主の方々が負担しています（上記の「雇用保険率の負担の内訳」参照）。

雇用保険二事業として、事業主の方に対する助成金等（代表例：雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金）の支給が行われていますが、その財源は、基本的には、事業主の皆様方が負担している保険料なのです。活用できる助成金等があるのなら、活用しないと損です！是非ご相談ください。

～心に残る言葉～

「しない後悔よりする後悔」

私の座右の銘とでもいえるものです。昔から「あの時あのようしておけば・・・」と思うことがしばしばありました。たった一度きりの人生。リスクを恐れてチャレンジせず、結果的に後悔するなら、自分のやりたいことをやってみて成功すれば良し。失敗しても、することにより学べた、と思うと後々の自分の人生に有意義なものかと感じるのです。